

令和7年度冬の暴力追放運動

◎ ねらい

『冬の暴力追放運動』は、暴力団の根絶によって道民の安全で平穏な生活の確保、社会経済の健全な発展及び青少年の健全な育成をはかり、安全で安心な北海道の実現をめざし道民総ぐるみの運動として実施するものです。

道内の暴力団は、警察の厳しい取締り、北海道暴力団排除条例等の適用及び地道な道民の暴力団排除運動によって減少化・孤立化傾向を示しています。

しかし、資金獲得活動においては、潜在化、不透明化を進行させながら、覚醒剤の密売、恐喝、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収等に加えて、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺など、時代の変化に応じて、あらゆる手段や機会を利用して企業や個人をも標的とした資金獲得活動を行うなど、道民に対して大きな被害と不安を与え続けており、いささかも油断のできない存在です。

また、青少年をめぐるっては、SNS等情報産業を悪用しての性犯罪及び闇バイトで実行役を募って特殊詐欺や強盗、窃盗等を敢行させるなど、その影響が大きく懸念されることから、学校の冬休み期間に合わせ、各関係機関と連携して暴力追放のための運動強化期間を設定し、道民総ぐるみの運動として道内全域において実施するものです。

◎ 実施期間 令和7年12月15日（月） ～ 令和8年1月14日（水）

◎ 主 唱

公益財団法人 北海道暴力追放センター
各方面地域暴力追放運動推進協議会
各地区暴力追放運動推進協議会
公益財団法人 北海道青少年育成協会

◎ 協 賛

公益財団法人 北海道防犯協会連合会
北海道少年補導員連絡協議会

◎ 後 援

北海道・北海道警察・北海道教育委員会

◎ 運動の重点目標

- 暴力団の違法な資金獲得活動の実態周知と被害防止
- 少年に対する暴力団の影響排除と環境の浄化

暴力追放

無くそう暴力団 地域のために 未来のために



暴力に関するお問い合わせ・ご相談は
最寄りの暴力追放センターへ

札幌	(011) 271-5982
旭川	(0123) 35-5982
釧路	(0155) 25-5982
帯広	(0154) 23-5982
北見	(0157) 61-5982

<http://h-botsui.or.jp>

北海道暴力追放センター・各地域暴追協・北海道警察

無くそう暴力団 地域のために 未来のために

重 点 目 標

1 暴力団の違法な資金獲得活動の実態周知と被害防止

被害に遭わないためには、暴力団等の関係者とは商取引を含めた一切の関係を遮断することが重要です。

特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、サイト料未納名目等の架空請求詐欺、ゆすり、たかり等の暴力的要求行為、その他の暴力被害が発生した場合には早期相談と積極的な届出を呼びかける

2 少年に対する暴力団の影響排除と環境の浄化

暴力団関係者との交遊、車の暴走行為や薬物乱用等の非行行為を見たときは、保護者や関係者に知らせるよう呼びかける。

運 動 の 進 め 方

各 地 区 暴 迫 協

- 1 広報車による巡回広報や街頭における啓発資材の配布活動
- 2 立看板、ポスター、ステッカー等の広報啓発資材の作成掲示
- 3 歓楽街や行楽地におけるパトロール活動
- 4 市町村、関係団体の広報紙等への啓発記事掲載の協力依頼
- 5 管内の風俗営業関係者への協力依頼
- 6 スポット放送（広報車、街頭放送、有線放送等）による広報

その他の団体・企業

- 1 暴力的不当要求行為の早期相談と暴力被害の積極的な届出の促進
- 2 「暴力団を利用しない」の周知徹底と暴力団利用の根絶
- 3 関係機関・団体の実践活動への積極的参加協力
- 4 暴力的不当要求被害防止研修会・講習会等の開催
- 5 機関誌、広報紙への運動の重点目標の掲載協力
- 6 報道機関による運動の取材とスポット放送への協力

北 海 道 内 の 暴 力 団 情 勢

道内の暴力団構成員等の総数は、令和6年末現在約730人となります。

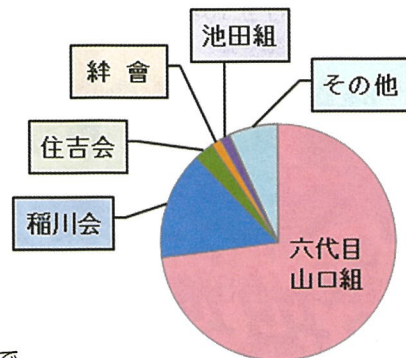
このうち、暴力団構成員数は約360人で、暴力団準構成員等数は約370人です。

主要団体の六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会、稲川会の暴力団構成員等数は約680人で全体の93.1%を占めています。

※ 道内の指定暴力団

現在、道内には指定暴力団はありませんが、他の都府県で指定されている7団体（六代目山口組、神戸山口組、絆會、稲川会、池田組、住吉会、関東根組）の傘下組織があります。

（北海道警察ホームページから抜粋）



構 成 員 数	約 360人
準構成員数	約 370人
合 計	約 730人

暴力団等に対する 基本的対応要領

問題の解決は、毅然とした対応と早期相談

ほとんどの人が、自分は暴力団等には、関わりがないと思いがちですが、いつ、どこで、何が発端で関わりができるか知れません。

市民の皆さんや企業が、暴力団員からの不当要求を受けた場合の対応要領を整理しました。

大切なことは、暴力団等からアプローチを受けた場合は、一人で悩まず、組織的に対応し警察や暴力追放センター、弁護士に早く相談することです。

大原則（対応の基本）

《組織的な対応》

暴力団等から不当要求を受けた場合、担当者が個人的に対応したり、担当者のみに責任を押し付けることは最も避けるべきです。不当要求に対しては、対応の方針をあらかじめ検討し、組織として一丸となって対応することが何よりも大切です。

1 トップの危機管理

★トップ自らが、「不当な要求には絶対応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。

★担当者が気軽に報告できる雰囲気作りを行う。



2 体制作り

★あらかじめ対応責任者、補助者を指定しておき、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。

★対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての回答を準備しておく。

★対応する部屋を決めておき、録音、撮影機器等をセットしておくとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げておく。

3 暴力団排除条項の導入

★暴力団等反社会的勢力を排除する根拠として、
・暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと
・取引開始後反社会的勢力と判明した場合、解約することなどの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。



4 体制作り

★警察や暴追センター、弁護士等との連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設けておく。



暴力団から少年を守るための 基本対策

暴力団対応の5原則！！

- ① 誘いには乗らない。 ② 話は信用しない。 ③ 話には応じない。
- ④ 話にはすぐに返答しない。 ⑤ 誘われても絶対に付いていかない。

おいしい話には裏があり、甘い話にはワナがあります。「暴力団対応の5原則」を守り、呼びかけには応じることなく、その場から立ち去ることです。甘い誘いには、はっきりと「NO!」と言って下さい。



少年に対し、甘い言葉で加入を勧誘！！

- ① 暴力団は「すき」のある少年を狙い加入を勧誘しています。

暴力団は少年を狙い組織への加入を勧誘しています。深夜はいかい、ヤケになっている少年など「すき」がある勧誘しやすい少年を狙っています。「高級車に乗れる」「金回りが良くなる」「女性にもてる」等、甘い言葉をエサに、「組」に加入させていきます。甘い言葉には、騙されないで下さい。

- ② 暴力団は、暴走族や非行少年グループ等を絶好のターゲットとしています。

暴力団の中には、暴走族上がりがいり、暴力団員が暴走族であったり、暴力団に上納金を納めている暴走族グループがあったりするなど、暴力団と暴走族は深い関係にあり、「暴走族は暴力団の予備軍」と言われています。

- ③ 暴力団は、少年に犯罪を行わせています。

暴力団は、自ら表舞台に出ないで少年達を手足として使って犯罪を行わせ、資金を得ています。振り込め詐欺、債権取り立て、風俗店の呼び込み、ピンクチラシの配布、出会系サイトによる売春斡旋など、ありとあらゆる犯罪に少年が利用されています。

暴力団の生活は、人間性無視の世界！！

- ① 暴力団に入ると、生活費や小遣いは犯罪で稼がなければなりません。

暴力団から、生活費などの支給はありません。暴力団は「犯罪者集団」ですから、警察に逮捕されるのは当たり前のことです。また、稼いだ金も「組」に吸い上げられます。

- ② 暴力団に入ると、簡単に組抜け(脱退)できません。

暴力団に入ると、自由に組抜けすることは「組」が許しません。一旦結んだ暴力団内の繋がりは、実の親子より強く絶対的なものと位置付けています。仮に、組抜けを許してくれても、代償として「指詰め」や「法外な金」を要求されます。また、暴力団に入っている限り、対立抗争でいつ死ぬかわかりません。

- ③ 暴力団に入ると、自由がありません。

一日中、組事務所での電話当番、組長や幹部の世話、使い走りをさせられ、「組」に拘束されて自由な時間はありません。

- ④ 暴力団の「掟」は、冷酷非情です。

組長や幹部の命令は絶対服従という暴力団特有の「掟」があり、その主たるものが、「反抗の禁止」「仲間を売る(密告、裏切り)ことの禁止」などです。例えば、「〇〇を殺せ」の命令にも逆らうことは出来ません。

- ⑤ 暴力団は、「見栄とハッタリ」の集団です。

暴力団は、「高級車を乗り回すこと」「ブランド品を身につけること」「札びらを切ること」「目立つ女性を連れて歩くこと」の「見栄とハッタリ」の4点セットで自分の存在を誇示します。少年を「組入れ」させるための誘いの言葉としても使っています。

暴力団追放「三^{ワン}ない運動⁺」の推進



暴力団を「**利用しない**」



暴力団を「**恐れない**」



暴力団に「**金を出さない**」



暴力団と「**交際しない**」

- ❁ 札幌本局 札幌市中央区北3条西7丁目1番1 道庁緑苑ビル庁舎
- ❁ 函館支局 函館市五稜郭町16番1号 道警函館方面本部分庁舎2階
- ❁ 旭川支局 旭川市6条通10丁目左10号 旭川中央警察署3階
- ❁ 釧路支局 釧路市錦町5丁目3番地 三ツ輪ビル3階
- ❁ 北見支局 北見市北4条東4丁目3番地 伊東ビル3階

- TEL(011)271-5982
- TEL(0138)35-5982
- TEL(0166)26-5982
- TEL(0154)23-5982
- TEL(0157)61-5982



暴力に関する相談は、最寄りの暴追センターへ

※相談時間は毎週月曜日～金曜日（祝日・休日を除く）
午前9時～午後5時です。



(URL) <http://h-botsui.or.jp>

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

～公益財団法人北海道暴力追放センターの主な事業内容～

- 1 広報啓発事業
 - ポスター、リーフレット等の広報資料を作成配布するほか、マスメディアの協力等による暴力追放に関する幅広いPR活動
 - 暴力追放決起集会や街頭啓発活動等を開催した暴力追放気運の高揚
- 2 地域・職域の支援事業
 - 地域、職域の自主的暴力追放運動組織の支援
 - 暴力団による被害防止のため企業、団体等に対し、その予防方法などの指導や助言、講話
- 3 調査研究事業
 - 暴力団の関連情報、資料を収集し暴力排除組織等への情報提供
 - アンケート調査等による暴力排除意識、被害実態等の把握と分析を行い、暴力排除運動に活用
- 4 被害者救済事業
 - 暴力団犯罪の被害者（傷害事件被害者）に対する見舞金の支給
 - 暴力団対象の民事訴訟等に要する費用の無利子、無担保での貸付
- 5 暴力相談事業
 - 暴力追放相談委員による暴力団等のあらゆる相談対応
 - 少年に対する暴力団の影響を排除する活動
- 6 不当要求防止責任者講習の実施
 - 事業所が不当要求防止責任者を選任し、その旨を北海道公安委員会に届出をした者に対し暴力団等に対する対応要領に関する法定講習（無料）
- 7 暴力団事務所使用差止請求事業
 - 暴力団の事務所の使用により付近住民等の生活又は業務の遂行の平穏が害されることを防止するための支援
- 8 暴力団からの離脱意志を有する者を助ける事業
 - 離脱希望者及び離脱者への適切な支援

